



# ひなだん

古座川町立古座中学校

学校便り 第9号

令和5年11月24日発行

## 人権について考える！

12月4日～10日は「人権週間」ですが、古座川町ではこれを機に人権標語に取り組んでいます。各学校で取り組んだ人権学習をもとに子供たちが人権に関する標語を作るのです。

今年度、古座中学校では「平和」をテーマに人権学習を実施し、標語づくりに取り組みました。

世界を見渡せば、ウクライナ侵攻が報道されて久しいですが、最近ではイスラエルによるガザ地区への攻撃が新聞やテレビで報道されています。

爆撃を受けている地域では、民間人が瓦礫の下敷きになったり、燃料や飲み水がなくなったりしているそうです。学校が避難所になったり、病院まで攻撃されたり…とても人権が守られている状態とは言えません。

それぞれに主義主張があったり、2000年にも及ぶ複雑な歴史があったりするのでしょうが、罪のない子供や病人、一般の人たちがつらく苦しそうな目をしている映像を目にするたびに、心が痛みます。そして強い憤りを感じます。

早く平和になって、人々の人権が守られ、安心して幸せに暮らせる世界になってほしいです。

明日11月25日(土)文化祭です

## 12月行事予定

- 1日(金) 交通指導
- 4日(月) 期末テスト
- 5日(火) 期末テスト  
スクーリング来校日
- 6日(水) 期末テスト
- 7日(木) 和歌山県学習到達度調査
- 9日(土) ワトニス県インドア大会(女子)
- 10日(日) ワトニス県インドア大会(男子)
- 11日(月) 専門部会
- 12日(火) 税の作文表彰式
- 14日(木) 個別面談(※1・3年のみ)
- 15日(金) 交通指導 個別面談
- 18日(月) 町PTA演劇鑑賞会
- 19日(火) 個別面談 スクーリング来校日
- 20日(水) 個別面談(※2年のみ)
- 22日(金) 終業式 職員会議
- 25日(月) 都道府県対抗中学バレー
- 28日(木) 御用納め

## 古座川町人権標語

次の作品が古座川町人権尊重委員会で選ばれ、中央公民館や学校内に展示されます。

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| 「 咲かせよう みんながうれしい 平和の花 」 | 大屋 沙 織 (1年) |
| 「 みらいへと かがやくそんざい 私たち 」  | 岡田 依 真 (1年) |
| 「 平和な世 笑顔の瞬間 いつまでも 」    | 細井 朋 伽 (1年) |
| 「 平和を 守っていくのは 私たち 」     | 宮本 凜 (1年)   |
| 「 人間は 生まれるだけで きせきになる 」  | 八舟 諒 太 (1年) |
| 「 平和には みんなの笑顔が 必要だ 」    | 沖 琉 翔 (2年)  |
| 「 僕たちが 守り残すぞ この平和 」     | 笠松 柁 (2年)   |
| 「 僕たちで 守り抜いていく 笑顔の輪 」   | 柴田 龍 (2年)   |
| 「 助け合い 未来の平和を 守り抜く 」    | 杉本 沙 羅 (2年) |
| 「 僕らでさ 明るい未来 つくるんだ 」    | 中 梓 織 (2年)  |
| 「 幸せと かんじてる今が 平和です 」    | 木村 琉 愛 (3年) |
| 「 笑い声 世界に響け いつまでも 」     | 谷口 菜 乃 (3年) |
| 「 人々に 優しさたくさん 出していこう 」  | 土井 颯 太 (3年) |
| 「 違う意見 無理に一つに しないでもいい 」 | 南条 優 月 (3年) |
| 「 僕たちで 守っていこう その笑顔 」    | 西脇 大 貴 (3年) |

## 世界人権宣言を知っていますか？

1948年12月10日、国際連合総会で「世界人権宣言」が採択されました。これを記念して12月10日は「人権デー」、12月4日から10日は「人権週間」と定められています。

ところで、この世界人権宣言には、どんな内容が書かれているか知っていますか？ みんなが持っている大切な30の権利です。この機会に簡単に説明しますので、知っておいてくださいね。

## 世界人権宣言

### 第1条 みんな仲間だ

一人一人が大切な存在です。だから違いを認め合わなければなりません。

### 第2条 差別はイヤだ

性別、姿、考え方、皮膚の色の違いによって差別されません。

### 第3条 安心して暮らす

みんなが安心して暮らす権利があります。

### 第4条 命令はイヤだ

人は皆、物のように扱われることはありません。

### 第5条 ひどい仕打ちはやめろ

人は皆、ひどい目にあわされることはありません。

### 第6条 みんな人権を持っている

みんなに人権があり、法律で守られています。

### 第7条 法律は平等だ

法律はみんなに平等で、差別を認めません。

### 第8条 権利は取り戻す

人権は、侵害されたら訴え、取り戻せます。

### 第9条 簡単に捕まえないで

無理矢理に自由を奪われることはありません。

### 第10条 裁判は公正に

私たちは正しい裁判を受けることができます。

### 第11条 捕まっても罪があるとは限らない

正しい裁きを受けるまで、罰は受けません。

### 第12条 ないしょの話

人に知られたくないことは、勝手に知られることはありません。

### 第13条 どこにでも住める

どこへでも行けるし、どこにでも住めます。

### 第14条 逃げるのも権利

悪いことをしていなければ、救いを求めて逃げることができます。

### 第15条 どこの国がいい？

どの国の国民になってもかまいません。

### 第16条 二人で決める

大人になったら、好きな人と結婚できます。決めるのは二人です。

### 第17条 財産を持つ

人は皆、財産を持つことができ、他の人に勝手に使われることはありません。

### 第18条 考えるのは自由

人には自分で自由に考える権利があります。

### 第19条 言いたい、知りたい、伝えたい

自由に意見を言ったり、伝え合ったりする権利があります。

### 第20条 集まる自由 集まらない自由

人には集まったり団体をつくったりする権利がありますが、いやがる人を無理矢理そこにいれることはできません。

### 第21条 選ぶのはわたし

選挙によって自分の国の政治に参加できます。

### 第22条 人間らしく生きる

困った時に、国から助けを受ける権利があります。

### 第23条 安心して働けるように

職業を選ぶ自由、ちゃんと生活できるお金を受ける権利があります。

### 第24条 大事な休み

人には、休む権利があります。

### 第25条 幸せな生活

家族と共に幸せな生活を送るための支援を受ける権利があります。

### 第26条 勉強したい？

誰にでも教育を受ける権利があります。

### 第27条 楽しい暮らし

絵や文学、音楽を楽しみ科学の恩恵を受ける権利があります。

### 第28条 この宣言が目指す社会の実現

この宣言が口先だけに終わらないような世界にする権利があります。

### 第29条 権利と身勝手は違う

全ての人の自由と権利を守り、みんなが住みよい世界をつくる義務を負っています。

### 第30条 権利を奪う「権利」はない

この宣言でうたわれている自由と権利を、他の人の自由と権利をこわすために使ってはなりません。